

## 申請に必要な書類

書 類 名	注 意 事 項
①経営状況分析申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当センターの様式をご利用下さい。(Ⅲ 記入要領参照)</li> <li>・申請者の記名、押印が必要です。</li> <li>代理人申請の場合は、⑦の委任状に記載された代理人の記名、押印が必要です。</li> <li>(代理人申請の場合も、申請者名は明記して下さい。)</li> </ul>
②審査基準日直前1年分の財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> <li>※当センターに初めて申請される場合は、3期分必要です。</li> <li>・課税事業者のお客様は「消費税抜き」で</li> <li>免税事業者のお客様は「消費税込み」で作成して下さい。</li> <li>・注記表も必要です。</li> <li>注2 重要な会計方針 (5)消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法, 注7 貸借対照表関係 (2)保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額(受取手形割引高、受取手形裏書譲渡高)は必ず記載して下さい。</li> <li>・決算月数が12ヶ月に満たない場合は、財務諸表と別に換算計算書を提出して下さい。</li> </ul>
<p>【法人】</p> <p>建設業法施行規則別記様式第15号～17号の2 貸借対照表, 損益計算書, 完成工事原価報告書, 株主資本等変動計算書, 注記表</p> <p>-----</p> <p>【個人】</p> <p>建設業法施行規則別記様式第18号, 19号 貸借対照表, 損益計算書</p>	
③兼業事業売上原価報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>※当センターに初めて申請される場合は、3期分必要です。</li> <li>・損益計算書に「兼業事業売上原価」が計上されている場合は必要です。</li> </ul>
<p>【法人】【個人】</p> <p>建設業法施行規則別記様式第25号の9</p>	
④「減価償却実施額」の確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当期と前期の、確認書類が必要です。</li> <li>前期 当センターで分析を受けられたお客様で、前期の減価償却実施額に変更がない場合には、前期分の確認資料を省略できます。</li> <li>・金額は千円未満切捨てで記入して下さい。</li> <li>※当センターに初めて申請される場合は、前々期の減価償却実施額を⑧の申請補足表にご記入して下さい。</li> </ul>
<p>【法人】</p> <p>税務申告書別表16(1)および(2) 他 減価償却実施額の確認できる書類等</p> <p>-----</p> <p>【個人】</p> <p>青色申告書一式の写し または収支内訳書一式の写し</p>	
⑤建設業許可通知書の写し または 建設業許可証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>※商号、名称、代表者名、住所等に変更がある場合は、左記書類に加えて 変更届の写しも併せてお送り下さい。</li> </ul>
⑥郵便振替払込受付証明書 または 銀行振込用紙控えのコピー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営状況分析申請書の裏面右下に貼付して下さい。</li> </ul>
⑦委任状の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政書士等による代行申請および代理人申請のお客様のみ提出して下さい。</li> <li>・代行・代理人様のご住所・電話番号等もご記入下さい。</li> </ul>
⑧申請補足表	<ul style="list-style-type: none"> <li>※当センターに初めて申請される場合は、3期分の金額をご記入下さい。</li> <li>・前期より当センターで分析を受けられたお客様は、当期分のみご記入いただければ結構です。</li> <li>・金額が0の場合でも0をご記入下さい。</li> <li>・提出の際は、記名、押印をお願い致します。</li> </ul>

※上記書類のほか、分析確認に必要な資料(決算報告書、勘定科目内訳明細書、元帳等)の提出または提示をお願いする場合があります。

※連結決算による経営状況分析のお客様の場合は、直接お問合せ下さい。